

神奈川県水ネジ式仕切弁筐

仕 様 書

平成 7 年 6 月

神奈川県企業庁

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、神奈川県企業庁において使用するネジ式の仕切弁筐に適用する。

2 製品構造

- (1) 鉄蓋の構造は添付図面によること。
- (2) 蓋と受枠の接触面は、全周に勾配をつけ双方ガタツキのないように機械加工にて仕上げること。
- (3) 鉄蓋は蓋と受枠が蝶番により接続され、蓋の取付け及び離脱が容易であること。
又、蝶番上部より雨水及び土砂の流入を防止できる構造であること。
- (4) 鉄蓋の表面はカラー標示ができる構造であること。
- (5) 製品は、施工後においても嵩上げ嵩下げが自在に行える構造とすること。
- (6) 雨水及び土砂の流入をできるだけ防げる様に、パール穴を自動的に閉塞できる小蓋を取付けた構造であること。

3 製作及び表示

製品は、構造業者の責任表示として、蓋裏面に製造業者マーク、又は略号と材質記号及び製造年（西暦）を鋳出しすること。

4 塗 装

塗装は、製品の内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み防食性、耐候性に優れた塗料を用いて行うこと。

5 製品検査

(1) 外観、形状、寸法検査

寸法検査は図-①に基づき検査し、寸法公差指定なきものについての許容差は、J I S B 0 4 0 3（鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式）の附属書 1（鋳鉄品の普通寸法公差）の球状黒鉛鋳鉄品の並級に従うものとする。機械加工部位については、J I S B 0 4 0 5（普通公差第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差）の m（中級）に従うものとする。

(2) 荷重検査

この検査に供する蓋、及び受枠は、5（1）項の検査を終了した製品を用い図-②に示す試験方法により検査を行う。

なお、検査に際しては製品の蓋の中央に厚さ 6 mm のゴム板を敷き、その上に $\phi 130$ mm の載荷板をおき、150kN の荷重を加え、亀裂破損があってはならない。

6 材 質

鉄蓋（蓋、受枠、蝶番、その他の鋳造部品）は、J I S G 5 5 0 2 に準拠する球状黒鉛鋳鉄品でなければならない。

7 材質検査

J I S G 5 5 0 2 B号Yブロック (供試材) を、製品と同一条件で予備を含め3個鑄造し、その内の1個を図-③のYブロック指定位置より引張り、硬さの試験片に仕上げ検査を行う。

ア 引張り、伸び検査

この検査は、図-③のYブロックの指定位置より、J I S Z 2 2 0 1の4号試験片に仕上げたものを、J I S Z 2 2 4 1の金属材料引張試験方法に基づき引張強さと、伸びの測定を行う。

検査基準は次表の通りでこの値に適合しなければならない。

区 分	引張強さ (N/mm ²)	伸 び (%)
蓋	6 0 0 以 上 {6 1}	8 ~ 1 5
受 枠	6 0 0 以 上 {6 1}	8 ~ 1 5

イ 硬さ検査

この検査は、別図-③の指定位置より採取した試験片にて行う。検査方法は、J I S Z 2 2 4 3のブリネル硬さ試験方法に基づいて硬さの測定を行う。

検査基準は次表の通りでこの値に適合しなければならない。

区 分	ブリネル硬さ HBS (HBW) 1 0 / 3 0 0 0
蓋	2 1 0 以 上
受 枠	2 1 0 以 上

8 一般事項

- (1) 新たに型式承認の申請をする際は、この仕様書に基づき JWWA の製品検査を受け、その結果及び合格を証明する書類を提出することとする。
- (2) 工事に使用する材料は、当局が定める「水道工事標準仕様書」に基づき、監督員の検査を受け合格したものを使用する。
- (3) 本仕様書の単位は、国際単位系 (S I) によるものであるが、参考として従来単位を{ }で併記している。

9 疑 義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

図-① ネジ式仕切弁筐標準図

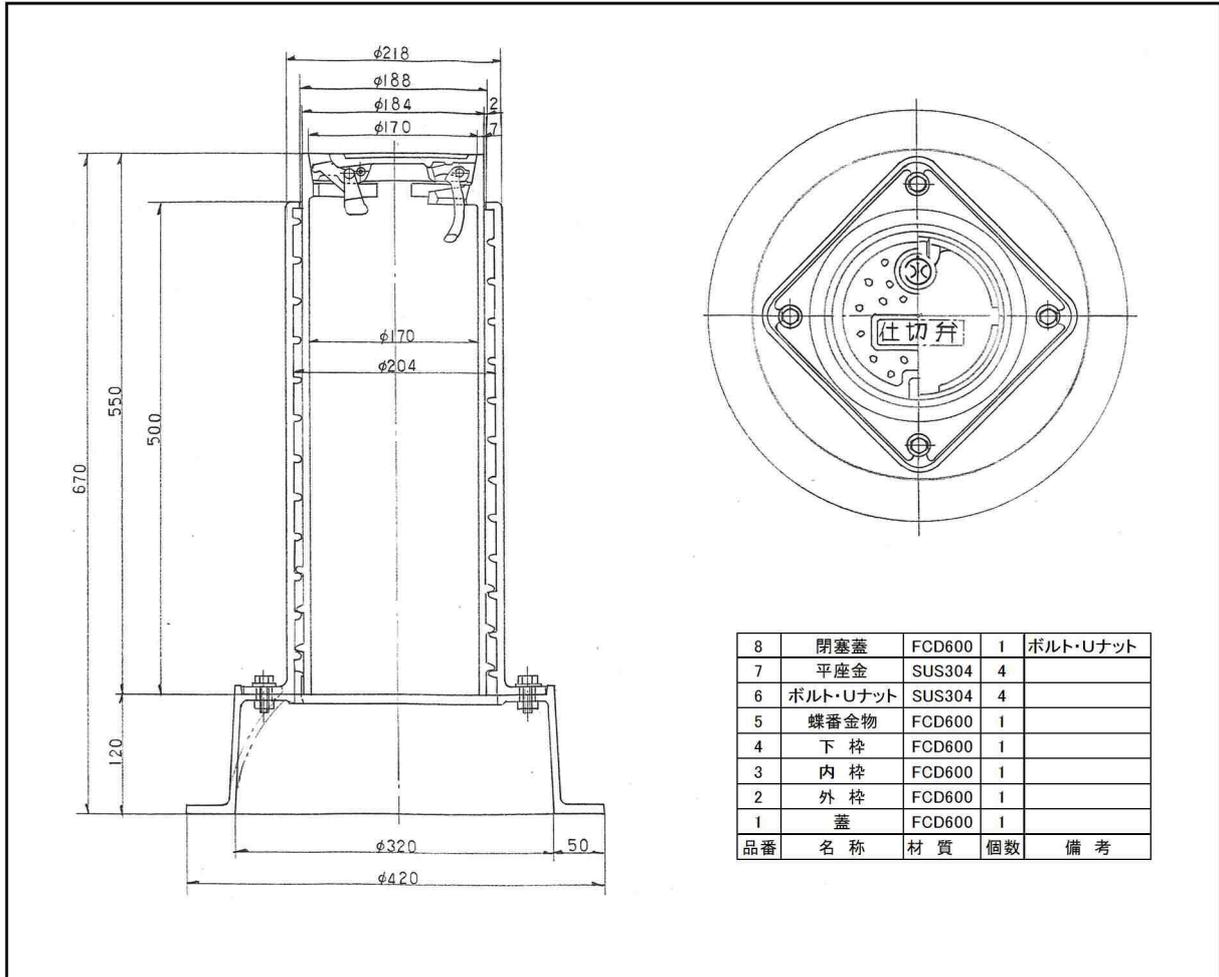


図-② 静荷重検査要領図

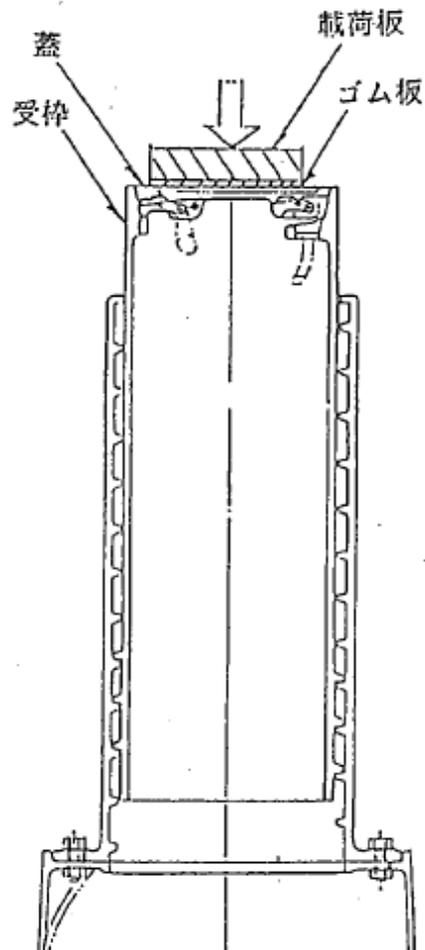
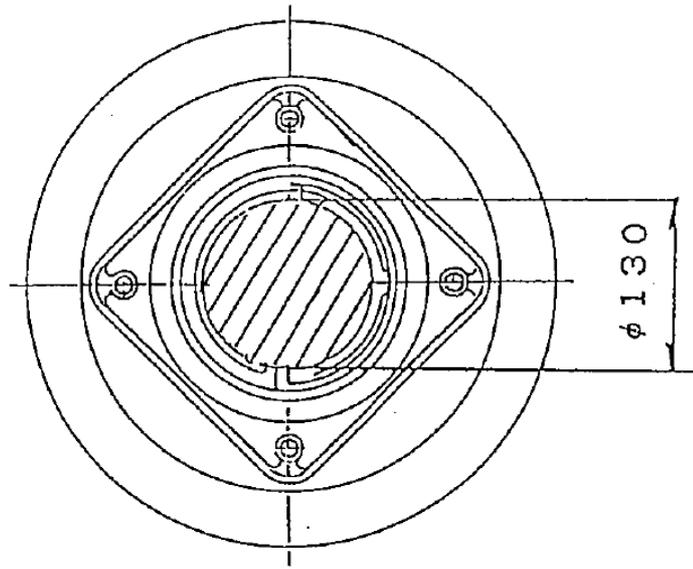
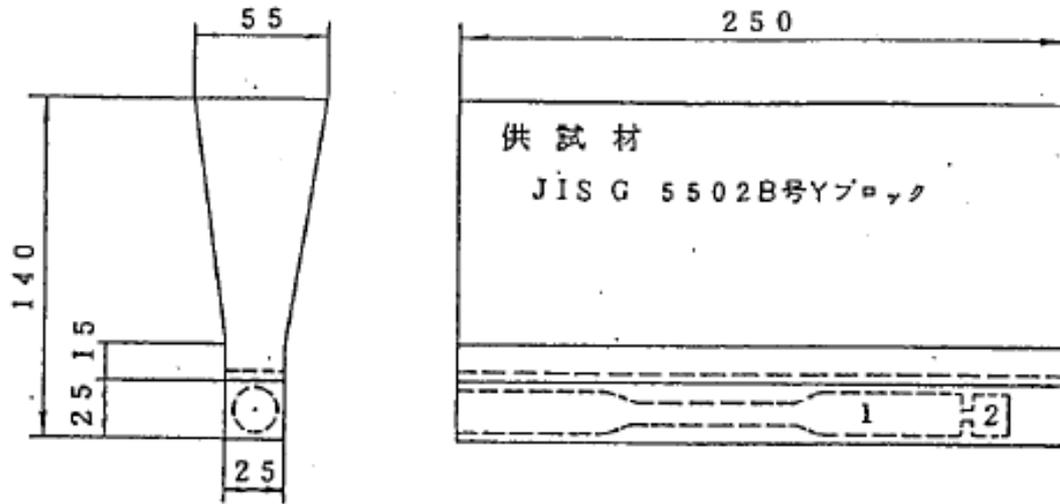


図-③ Yブロック検査の試験片採取位置

(単位 mm)



① 引張試験片

② 硬さ試験片

